令和９年度庄原市　保育所等入所申込のしおり

（子ども・子育て支援制度　１号認定用）

この案内には、子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園（教育利用）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

もくじ

１　利用にあたって……　P2
２　認定申請、利用申込み方法……　P2
３　利用手続きの流れ……　P3
４　保育料等と納付方法……　P4
５　入所後の届出と注意事項……　P4
６　保育所等一覧表……　P5



1．利用にあたって

認定こども園（教育利用）の利用を希望する場合は、庄原市から支給認定（1 号認定）を受ける必要があります。支給認定の申請書に基づき、庄原市が申請書を受けた日から 30 日以内に支給認定証を交付します。支給認定の内容については次の表のとおりです。

※令和９年４月２日以降利用開始の場合は、支給認定事務が集中し審査等に日数を要するため、令和９年２月中までに認定書等を交付します。

<table>
<tr><th>実施年齢</th><th>保育の必要性</th><th colspan="3">支給認定区分</th><th>利用できる施設・事業</th></tr>
<tr><td>満 3～5 歳</td><td>保育の必要なし</td><td>１号
認定</td><td>教育
認定</td><td>教育標準時間
（4 時間）</td><td>・認定こども園（教育利用）
・幼稚園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3～5 歳</td><td rowspan="4">保育の必要あり</td><td rowspan="2">２号
認定</td><td rowspan="4">保育
認定</td><td>保育標準時間
（11 時間）</td><td rowspan="2">・認可保育所
・認定こども園（保育利用）
・小規模保育事業</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（8 時間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">0～2 歳</td><td rowspan="2">３号
認定</td><td>保育標準時間
（11 時間）</td><td rowspan="2">・認可保育所
・認定こども園（保育利用）
・地域型保育事業（地域枠）等</td></tr>
<tr><td>保育短時間
（8 時間）</td></tr>
</table>

2．認定申請、利用申込みについて

利用を希望する場合は、まず利用したい認定こども園（教育利用）に連絡していただき、利用の内諾を得たのち、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書 兼 保育所等利用申請書」を記入し、利用の内諾を得た認定こども園、もしくは庄原市へ提出してください。

認定こども園では満３歳から保育料や預かり保育の利用料が無償となっています。ただし、預かり保育利用料の無償化の対象となるためには、庄原市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※ここでいう預かり保育とは、教育時間以外の保育に関する時間のことを言います。

≪申し込みに必要な書類について≫

①『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書 兼 保育所等利用申請書』

②その他

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、支給認定申請書に個人番号を記入していただく必要があります。また、提出する際に「本人確認」と「番号確認」を行いますので、次のものをご用意ください。

≪個人番号の利用目的≫

マイナンバー法の施行に伴い、次の利用目的に掲げる事務において、個人番号が必要になります。
なお、提供いただいた個人番号は当該事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務

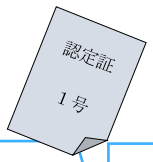
・資料の提供等の求めに関する事務（保育料算定に係る収入調査 等）
・支給認定に関する事務

≪提出時に用意していただくもの≫

■申請者本人が窓口で提出される場合
・本人の「個人番号カード」または「通知書カードと写真つき公的身分証明書（運転免許証等）」
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は２種類

■代理人が窓口で提出される場合
・委任状　※「支給認定申請書 兼 利用申請書」の委任状に署名・押印
・代理人の写真付き公的身分証明書（運転免許証等）
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は２種類

3. 利用手続きの流れ



1　認定こども園または庄原市に利用申込みをします。
2　認定こども園から入園の内定を受けます。
3　認定こども園を通じて利用のための認定を申請します。
4　認定こども園を通じて市町村から認定証が交付されます。
5　認定こども園と契約をします。

4. 保育料等と納付方法について

≪保育料等について≫

■保育料･･･幼児教育・保育の無償化により、満３歳以上は無償となります。

■副食費･･･国の無償化対象外となる給食費の副食費分は、市独自の負担軽減により無料となります。

■主食費･･･主食（ごはん）費はこれまでどおり保護者負担です。

■預かり保育の利用料･･･幼児教育・保育無償化により、保育の必要性の認定を受けた３歳以上の子どもは無償化となります。

≪保育料の決定通知について≫

庄原市で保育料を決定した後、保育料決定通知書を次の時期に交付します。

４月～８月分　→　４月中旬

９月～３月分　→　９月中旬

≪保育料等の納付先と納付方法≫

保育料等の納付先は、認定こども園です。

納付方法は認定こども園へお問い合わせください。

5. 入所後の届出と注意事項

≪退所について≫

退所する場合は、「退所届」を認定こども園へ提出してください。

≪長期休所について≫

児童の病気などやむを得ない事由により、継続して 15 日以上休所する場合は、「休所届」を認定こども園へ提出してください。

≪家庭状況等の変更がある場合≫

次の変更がある場合は、認定こども園、子育て応援課 または 各支所担当室 へ届出が必要です。

①住所の変更

②家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）の変更

≪給食について≫

３歳未満児については、主食・副食・おやつ、３歳以上には副食・おやつの給食を行っています。

【除去食について】

食物アレルギーによる除去食が必要な場合は、医師の意見書を添付のうえ、除去食の申込みを行ってください。申込書は認定こども園にあります。

6. 庄原市保育所・認定こども園・地域型保育事業所　一覧

【保育所】　（令和8年11月現在）

地域	施設名	区分	所在地 電話番号	平日・土曜日 開所時間	延長保育 時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立 （指定管理）	三日市町24 0824-72-0317	7:30～18:30	～19:30	200	6ヶ月～
	高	市立 （公営）	高町2075-6 0824-72-2277	7:30～18:30		45	1歳～
	峰田	市立 （公営）	春田町13-2 0824-78-2814	7:30～18:30		45	1歳～
	敷信みのり	市立 （指定管理）	板橋町2243 0824-72-0828	7:30～18:30	～19:30	126	6ヶ月～
	三日市	市立 （指定管理）	上原町1844-16 0824-72-3917	7:30～18:30	～19:30	80	6ヶ月～
	七塚	市立 （公営）	田原町10-7 0824-74-1039	7:30～18:30		45	1歳～
	山内	市立 （公営）	山内町774-3 0824-74-0400	7:30～18:30		45	1歳～
	庄原北	市立 （指定管理）	川北町19-6 0824-72-2800	7:30～18:30	～19:30	75	6ヶ月～
西城	西城	市立 （指定管理）	西城町大佐724-1 0824-82-2931	7:30～18:30	～19:30	75	6ヶ月～
東城	東城	市立 （指定管理）	東城町川東1343 08477-2-2070	7:30～18:30	～19:30	170	6ヶ月～
	田森	市立 （公営）	東城町粟田1707-3 08477-2-3674	7:30～18:30		35	1歳～
口和	みどり園	市立 （公営）	口和町湯木83-1 0824-87-2646	7:30～18:30		60	6ヶ月～
	聖慈	私立	口和町大月463-1 0824-87-2624	7:30～18:30		20	6ヶ月～
高野	高野	市立 （指定管理）	高野町新市1289 0824-86-2027	7:30～18:30	～19:30	60	6ヶ月～
比和	比和	市立 （公営）	比和町比和535-1 0824-85-2608	7:30～18:30		60	6ヶ月～
総領	総領	市立 （指定管理）	総領町下領家71 0824-88-2701	7:30～18:30	～19:30	60	6ヶ月～
【幼保連携型認定こども園】							
東城	小奴可こども園	私立	東城町小奴可2530-1 08477-5-0031	2号３号認定(保育認定) 7:20～18:20	～18：50	25	3ヶ月～
				1号認定(教育認定) 8:30～14:00	～18：50	10	3歳～
【地域型保育事業】							
庄原	タンネの森	※事業所内保育 (地域枠)	西本町2-8-11 0824-74-6636	7:30～18:30	～19:00	5	6ヶ月～2歳
東城	ぽんぽこ山保育園	小規模保育	東城町森149-2 08477-4-0501	7:30～18:30		19	6ヶ月～

■市立保育所の申込人数が10人に満たない場合、休所となる場合があります。

■※地域型保育事業施設の入所を希望する方は、事前に施設へ受け入れ状況を確認のうえ、申込みをしてください。

※　１号認定以外の１歳クラスから５歳クラスまで、全園児を対象に一貫した幼児教育を行っています。教育内容については認定こども園にお尋ねください。

※　満３歳１号認定への変更は、誕生月以後変更申請を行ってください



☆保育所等入所についてのお問い合わせ☆

庄原市役所	健康福祉部	子育て応援課	児 童 福 祉 係	TEL 0824-73-1192
西城支所	地域振興室	0824-82-2202	高野支所 地域振興室	0824-86-2115
東城支所	地域振興室	08477-2-5131	比和支所 地域振興室	0824-85-3001
口和支所	地域振興室	0824-87-2112	総領支所 地域振興室	0824-88-3063